

# 平成18年4月から介護保険が変わります。

## 居宅介護支援事業所

### 「地域支援事業」が始まります。

できるかぎり住み慣れたまちで、なるべく自分の力で活動的な生涯を送りたい。この願いを現実のものとするために、要介護、要支援状態になる前から、一人一人の状態に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。内容は、下表の通りです。

#### 1. 介護予防事業

- ・ 要支援、要介護になるおそれの高い人を対象とする介護予防事業（特定高齢者施策）
- ・ 全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者施策）

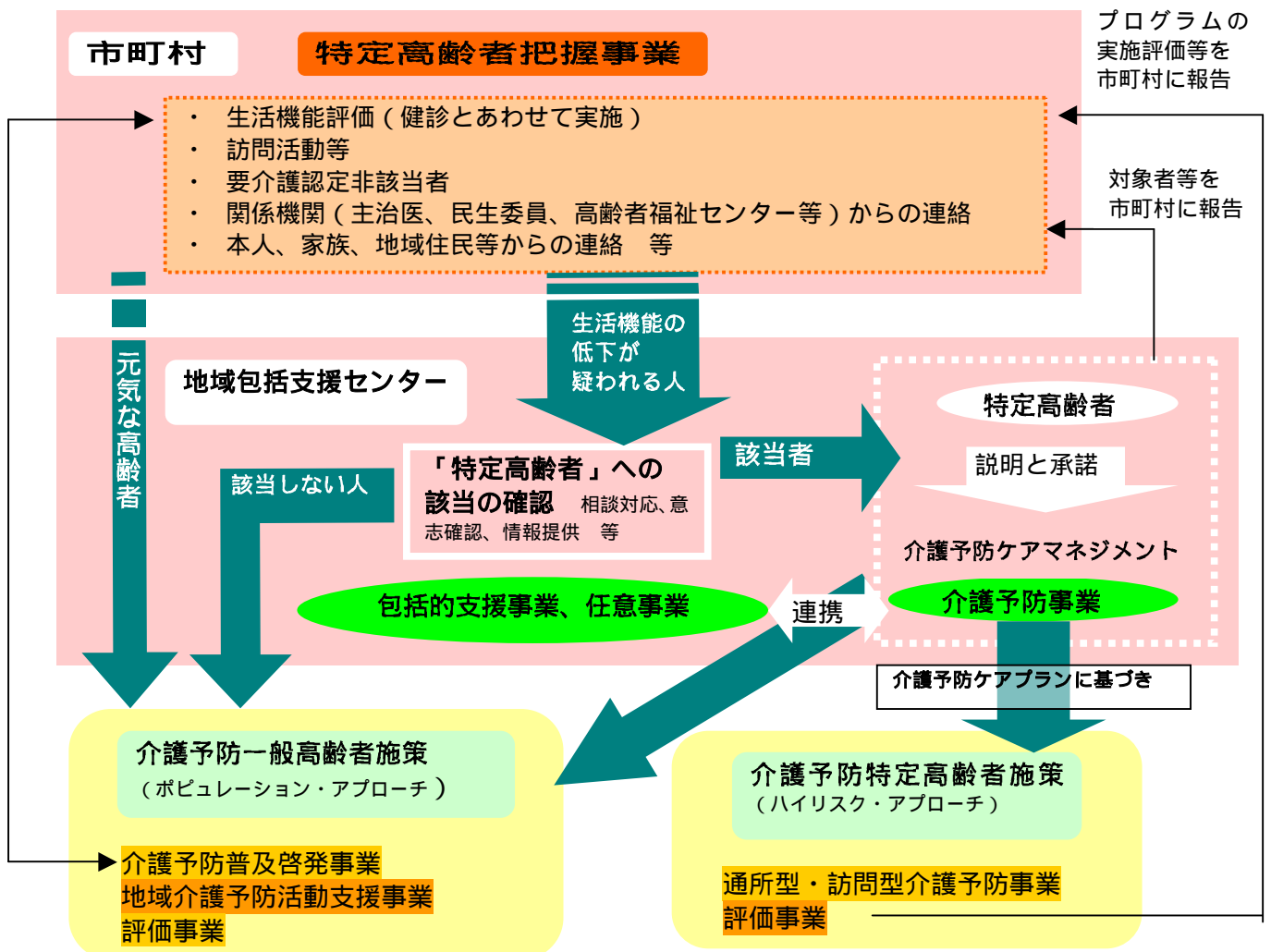
#### 2. 包括的支援事業

- ・ 総合相談支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整）
- ・ 権利擁護事業（虐待の防止、虐待の早期発見）
- ・ 包括的・継続的マネジメント事業
- ・ 介護予防ケアマネジメント

#### 3. 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

### 地域支援事業の流れ 生活機能低下の早期把握を目指して



在宅介護支援センターが3月31日をもって終了いたします。長い間ご支援ありがとうございました。(本告 信子)